



富士見市議会議員

関野 Sekino

かねたろう 通信

関野兼太郎議員の所属

文教福祉常任委員会
志木地区衛生組合議会
行財政改革特別委員会 副委員長
志木市・富士見市連絡協議会
個人情報保護対策審議会 会長

2002.夏 NO.

6

暑さ厳しい折り、お見舞い申し上げます。お蔭様をもちまして定例議会出席も2年目となりました。この間、私の一般質問日には多くの方に傍聴頂き、厚くお礼を申し上げます。今回も、市民の皆様の目線に立ち、市政一般質問を致しましたので、ご報告申し上げます。

6月定例議会報告

関野兼太郎の一般質問

新しい学校のあり方

Q (1) 富士見市独自の学級適正規模の研究を学校五日制、総合的学習の導入など、今までと180度違う学習内容が取り入れられていくことに対する教職員の資質や能力、富士見市の児童生徒の現状に即した学級規模のあり方を、新しい学校が始まった現実を踏まえ、地方分権が促進されている今、地方から県や国への新しい学校のあり方の提言のひとつとして、検証してみる必要があるのではないか。

A ティームティーチングによる指導の工夫、富士見市独自の小学校へのスクールサポーターの配置、学級規模の小さい学級や少人数指導における学習形態の工夫など指導方法の工夫改善に努めている。教育委員会も委嘱委員会の指導法改善研究委員会の授業研究会を通して、様々な指導法の実証的な研究を実施し、効果的な指導方法について研究していきたい。

Q (2) ゆとり教育の中での基礎学力の担保について

前年度に行われたであろう14年度への研修が、教育現場にどう活かされ、児童生徒の基礎的学力の確実な定着が担保されていくのか、また、その証として学力到達度調査との実施と公表をしていくべきでは。

A 基礎基本の着実な定着に向けた各学校の取り組みに、教育課程編成上の工夫等、様々な研究、研修の成果が現れている。学力到達度調査については、国や県の実施する調査をきちんと分析して指導に生かすことが大切と考えている。

Q (3) 学校評議員制度の効果的運用と評議員制度導入の進捗状況について。

A 今年度からの実施であるので、実施状況を見極めて制度充実に向け研究していきたい。

Q (4) 外部への説明責任としての学校評価のあり方について

開かれた学校のあり方のひとつとして、学校経営点検のための内部的な学校評価を、外部への説明責任のための評価システムに進化させることは出来ないか。

A 先ごろの「小中学校の設置基準の制定等について」の通知により、学校の教育活動や運営状況について絶えず自己点検、自己評価を行い、その結果の公表に努めるようにとあるので、方法等について研究させていただきたい。

子育て支援

Q (1) 保育所選択基準としての第三者評価制度の導入は。

保育所待機児童解消の為に、ふじみ野駅周辺の民間保育所施設開設援助が計画されている。保護者の選択基準としての厚生労働省が提唱している53項目の第三者評価は意味があるのでは？本市の導入のお考えは。

A 現在、具体的な評価の実施体制・公表形態など詳細については、まだ厚生省からの情報提供はされていない。市としては、自己啓発の部分を行って、第三者評価基準の主旨に基づき、保育所自己点検についての実施を現在検討している。これにより公立私立を含め保育の質の向上に努めたい。第三者による評価及び公表については今後の検討としたい。

(裏面に続きます)

心ふれあう安心のまちづくり

関野兼太郎の一般質問

安全・安心のまちづくり

Q (1) 地域防災計画策定について

① 自主防災組織育成の見直しを

自主防災への施設充実や装備の充実、定期的な指導訓練体制の確立などを地域防災計画の策定にあたって重点目標として取り上げるべきでは

A 自主防災育成補助事業は、指摘のように組織の立ち上げだけでなく組織の活性化等実質的な向上を図る課題があると認識している。指摘の趣旨を踏まえて見直しを検討したい。

Q ② 都市計画との関連について

密集住宅地では、防災空地といわれる空間の必要性がある。地域防災計画策定には都市計画との関連は不可欠。地域防災計画策定に都市計画への提案的発想が必要なのでは。

A 防災計画は災害対策基本法に基づいた現状の都市構造を把握した計画であり、都市の将来構想を目指す都市計画とは守備範囲が違うので難しい課題である。今後の研究課題としたい。

Q ③ 災害弱者の捉え方について

災害弱者を特別なニーズ（障害者や高齢者など）を必要とする人々と一般的にはしているが、危機管理に関心がない人も災害弱者といえる。市民の多くが関心の持ち得る計画の策定のあり方。専門家も当然必要だが、計画への市民参加のあり方についてどうお考えか。

A 防災計画の見直しにあたっては正副町会長連合会の協力を頂き、地域ごとの懇談会を通じて市民の意見を伺う予定である。

Q ④ 庁内横断的施策としての地域防災計画を。

防災計画は、都市計画や福祉や環境など庁内全般に関わる統合的プランとして立案されるべき。また、防災に関する情報を集約する窓口、組織の必要性について、防災に関する専門家の育成のあり方について伺いたい。

A 防災計画に掲げる課題は、市行政全般にわたっており、指摘のように関連部署の事業計画等とのすり合せが必要となるので、今後の課題とする。事務体制については時代変化に伴うニーズや他の自治体の動向を踏まえながら研究していきたい。

Q (2) 市内公共施設のユニバーサルデザイン化を

ン化を

新しい施設はバリアーが少なくなっているが、例えば、市役所の二階に上がるのには分館から回る。集会所も段差がある。バリアフリーの考え方から、誰にとっても安全で快適なまちづくり推進のために先ず公共施設からユニバーサルデザイン化をすべきではないか。

A 指摘のとおり、すべての市民にとって安全で快適なまちづくりを進めることは最優先課題であり、先ずは公共施設からユニバーサルデザイン化を進めることが必要である。厳しい財政状況ではあるが、今後とも限られた予算を最大限活用し、未整備箇所についても計画的に改善を進めていきたいと考えている。

次代に残すべき自然環境

Q (1) 自然環境にやさしい開発を

例えば、難波田城公園近くの農業用水路が暗渠になって、めだかやザリガニと遊んだ小川がなくなってしまうという声がある。都市計画道路東通り線付近には湧水が確認されている箇所があり、それに配慮して工事が行われていくとの事であるが、今後の富士見市の公共事業と自然環境保護との調和をどのように保つのか？富士見市開発行為等に関する指導要綱との関連で伺いたい。

A 指摘のとおり、自然環境への配慮は必要だが、すべての事業について配慮が可能であるかの様々な状況から判断しなければならない課題である。提言は充分理解し必要なことと承知しているので、最大限自然に配慮するような公共事業を心掛けると共に、地域の理解を得られるように努力したい。

Q (2) 環境基本条例を具現化するために、

庁内横断的施策を地域防災計画同様様々なアプローチが環境保護には要求される。基本計画策定には全庁的対応が必要なのでは？

A 条例に基づき関係各課18課の課長により「環境にやさしい都市づくり検討委員会」を5月に設置した。この委員会を中心に、自然環境の保護について全庁的な調整を図りながら進めていきたい。



ホームページもご覧下さい

<http://www.k-sekino.com>

後援会

後援会の方々のお力をいただき、自宅脇の倉庫を改造し事務所にしました。狭く、たいした設備も無く充分なおもてなしをすることはできませんが、いすや机をそろえてお話ができるようになりました。皆様のお出でをお待ち申し上げます。